

第4部 重点プロジェクト（五戸町デジタル田園都市国家構想総合戦略）

第1章 重点プロジェクトの概要

1. 重点プロジェクトの位置付け

五戸町の人口は、「第2章 まちづくりのフレーム 1 将来人口目標の見直し」で示したとおり、人口減少が加速しており、今後、住民の生活、地域経済、地方財政に大きな影響を及ぼすことが懸念されるため、将来に向けて明確な目的を持った人口減少対策に取り組む必要があります。

国では、少子高齢化の進展に的確に対応し、人口減少に歯止めをかけるとともに、東京圏への人口の過度な集中を是正し、それぞれの地域で住みよい環境を確保しつつ、将来にわたり活力ある日本社会を持続させるため、「まち・ひと・しごと創生法（以下、「創生法」という。）」を平成27年（2014年）に施行し、「まち・ひと・しごと創生総合戦略（以下、「国の総合戦略」という。）」を策定しました。

五戸町においては、国の総合戦略の基本的な考え方を基に、平成27年10月に「五戸町まち・ひと・しごと創生総合戦略」を策定しました。また、令和元年12月に閣議決定された「第2期まち・ひと・しごと創生総合戦略」や令和2年（2020年）3月に策定された「第2期まち・ひと・しごと創生青森県総合戦略」を勘案したうえで、令和2年（2020年）3月に「五戸町まち・ひと・しごと創生総合戦略（第2期）」を策定し、目標人口達成に向けた各種施策を展開してきました。

その後、国ではデジタルの力を活用しつつ、地域の個性を活かしながら地方の社会課題解決や魅力向上の取り組みを加速化・深化することとして、「まち・ひと・しごと創生総合戦略」を抜本的に改訂した「デジタル田園都市国家構想総合戦略」を令和4年（2022年）12月に閣議決定しました。

これらを踏まえ、五戸町においても、町の抱える課題を解決し、生まれ、育ち、暮らして良かったと思えるまちづくりを推進するため、人口減少問題の克服に向けた実効性のある施策をまとめ、「五戸町まち・ひと・しごと創生総合戦略（第3期）」に相当する「五戸町デジタル田園都市国家構想総合戦略」（以下、五戸町総合戦略）を策定します。

なお、五戸町総合戦略は、本計画における重点プロジェクトとして位置付けます。

2. 計画期間

重点プロジェクトは、「総合振興計画 前期計画」と同様に、令和7年度（2025年度）～令和11年度（2029年度）の5か年を計画期間とします。

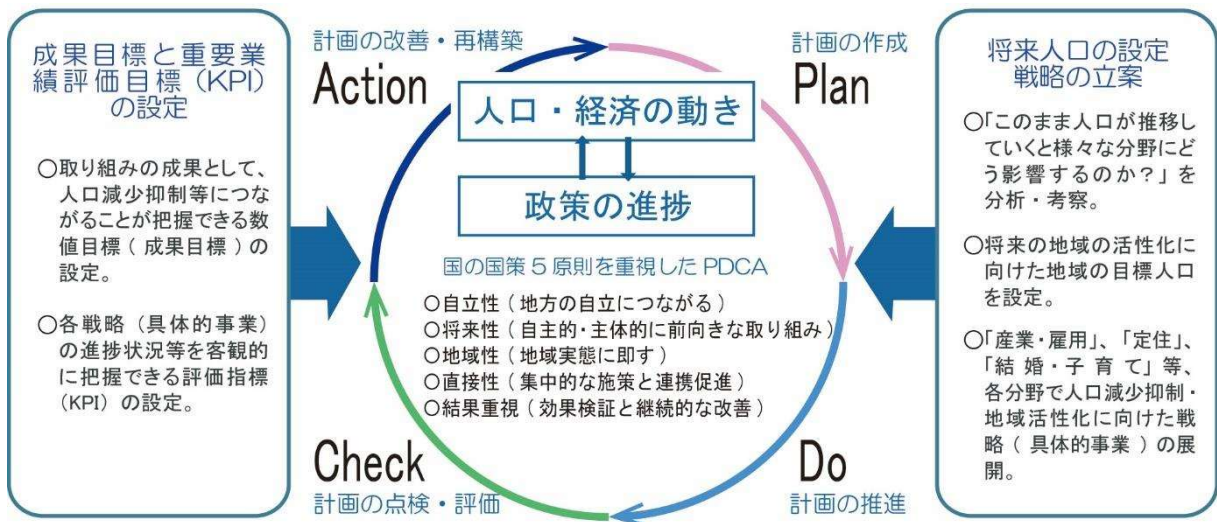
3. 重点プロジェクトの推進、評価・検証の仕組み

国のまち・ひと・しごと創生法の制定に対応し、人口問題対策を軸とする施策の全庁的推進を図るため、「五戸町 まち・ひと・しごと創生本部」を設置し、全庁的な本部体制のもと、既存の行政分野にとらわれることなく、実効性の観点から総合的・横断的に施策を推進します。

総合戦略の推進にあたっては、五戸町まち・ひと・しごと創生会議において、各種事業の検証や必要な改善等を図りながら、将来展望に掲げる目標人口、各基本目標の数値目標の実現に向けて推進します。

また、総合戦略の進捗状況を評価・検証するための仕組みとして「PDCAサイクル」を確立するほか、基本目標ごとの数値目標に加え、重要業績評価指標（KPI）※を設定し、実現すべき成果（アウトカム）を重視した評価・検証を図ります。

※重要業績評価指標（KPI）：Key Performance Indicators 目標の達成度合いを計る定量的な指標のこと。総合戦略においては、各施策の効果を客観的に検証する指標として設定します。



4. 将来像、基本目標、基本施策、重点プロジェクトの体系

将来像	基本目標	基本施策	重点プロジェクト
住みたくなる 育てたくなる 還りたくなる 人とまちの活力で新たなまちづくりへ <small>かえりたくなる</small> <small>ふるさと</small> 郷ごのへ	基本目標 1 交流と賑わいを興す地域資源を活かした農・商・工併進のまち	施策 1-1 農林畜産業 施策 1-2 観光業 施策 1-3 商工業 施策 1-4 雇用対策・新たな産業の育成	1 産業・雇用対策プロジェクト 1-1 ものづくりへの支援 1-2 農業の振興 1-3 新たな活力の創出 1-4 働く場の確保 1-5 地域経済の活性化 1-6 稼ぐ観光戦略の策定
	基本目標 2 誰もが元気で安心して子どもを生み育てられるまち	施策 2-1 健康・保健衛生 施策 2-2 高齢福祉 施策 2-3 障がい福祉 施策 2-4 子育て支援 施策 2-5 地域福祉 施策 2-6 医療 施策 2-7 保険・年金	2 移住・定住促進対策プロジェクト 2-1 移住・定住の促進 2-2 関係人口・交流人口の拡大
	基本目標 3 五戸の未来を創造する人と文化を育むまち	施策 3-1 幼児・学校教育 施策 3-2 生涯学習 施策 3-3 スポーツ・レクリエーション 施策 3-4 地域文化の振興	3 少子化対策プロジェクト 3-1 出会いの場の創出 3-2 切れ目のない子育て支援体制の整備 3-3 子育てにかかる経済的支援 3-4 地域における子育てサポート 3-5 出産・小児医療体制の確保 3-6 教育環境の充実 3-7 地域への愛着の醸成
	基本目標 4 人と自然にやさしく、快適で安全・安心に暮らせるまち	施策 4-1 土地利用・整備 施策 4-2 住環境・生活空間 施策 4-3 道路・交通網 施策 4-4 上下水道 施策 4-5 環境保全・循環型社会 施策 4-6 消防・救急体制・防災 施策 4-7 防犯・交通安全	4 住み続けたいまちづくりプロジェクト 4-1 エリアマネジメントの推進 4-2 住宅・生活環境の整備 4-3 安心・安全な地域づくりの推進 4-4 「ごのへ健康宣言」の推進 4-5 住民主体の活動や地域づくりの推進
	基本目標 5 五戸の未来をともに考え行動する共創（協創）のまち	施策 5-1 地域コミュニティ・協働によるまちづくり 施策 5-2 人権・男女共同参画 施策 5-3 地域間交流	
	基本目標 6 安定した行財政運営による持続可能なまち	施策 6-1 行財政運営 施策 6-2 広域行政・広域連携 施策 6-3 DX（デジタルトランスフォーメーション）	

第2章 プロジェクトごとの戦略の展開

1. 産業・雇用対策プロジェクト

農業をはじめとする産業を維持し、誰もが安心して働ける就業機会を創出します

（1）目標の概要・数値目標

人口減少社会における労働力の減少は、地域の産業に影響を及ぼすことが懸念されることから、農業をはじめとする各産業の振興、担い手の育成による人材の確保を図ることで、地域の活力となる産業を維持します。

また、観光、イベント等、五戸町とのつながりや関わりを増やすことで、観光が生業として定着することを目指すとともに、商工業においては、外からの消費を呼び込み、域内の経済を循環させること、消費を増やすことに視点を置き、地域内経済の活性化を図ります。

さらに、若い世代をはじめ、多様な世代の活躍機会の創出に向けて、働く場の確保や、多様な働き方に対応する企業等、新たな活力を取り込むための支援に取り組み、誰もが安心して働ける就業機会を創出します。

表 数値目標

No.	指標	目標値：令和 11 年度	
1	町内総生産額	現状を維持	(2021年：42,871 百万円)
2	1人当たり町民所得	現状より 10%増加	(2021年：2,631 千円)

（2）具体的な施策・施策ごとの重要業績評価指標



1) [1-1] ものづくりへの支援

①具体的な施策（※振：総合振興計画における関連施策番号）

[施策1] ものづくり支援事業（振1-4-1）

- ・地場企業が取り組む商品開発や販路拡大等の企業競争力強化、人材確保等の活動を支援し、地域経済の活性化を図ります。
- ・個別訪問や説明会等によって各機関の支援施策を周知し、活用を促します。

②重要業績評価指標（KPI）

- ・五戸町ものづくり事業費補助金活用件数（計画期間）：5件

2) [1-2] 農業の振興

①具体的な施策（※振：総合振興計画において関連する施策番号）

[施策2] 農業の担い手確保・育成等支援事業（振 1-1-5）

- ・町の基幹産業である農業を維持するため、担い手の確保と育成を図ります。
- ・国及び県の制度と連携した中で、町独自の支援を実施し、就農後の経営安定化につなげるとともに、五戸町での就農を選択してもらえるようにします。
- ・リタイアする農家の農地と農業用生産設備等を新規就農者に斡旋できる体制をつくります。
- ・新規就農者が自立して生活できる農業所得を得るまで、助言・指導等の支援を継続します。

[施策3] 農村地域の活性化推進事業（振 1-1-2、1-2-3）

- ・農家民泊や農業日帰り体験メニューで誘客している「青森五戸グリーン・ツーリズム協議会」の活動を支援し、農村地域の活性化を図ります。
- ・農村地域の活性化を図るため、新しい商品開発と体験型観光や交流イベント等を支援します。
- ・利用者増に向け、SNS等を活用した周知の拡大を図ります。

[施策4] 農産物の販売力強化（振 1-1-2）

- ・関係団体等と連携し、農産物のブランド化、農商工連携による6次産業化や関連施設整備を推進し、町内農産物の販売力強化を図ります。
- ・令和8年度のオープンを目指し整備中の農産物直売等拠点施設「バ・オール」を拠点として、町内農産物の販売力強化を図ります。

②重要業績評価指標（KPI）

- ・新規就農者数（年間）：1人以上
- ・新規就農者数（UIJターン就農者）（計画期間）：8人
- ・担い手受入プログラムの作成件数（計画期間）：5件
- ・体験型等観光客数（年間）：220人
- ・農産物の販売額（年間）：2億円

3) [1-3] 新たな活力の創出

①具体的な施策（※振：総合振興計画において関連する施策番号）

[施策5] 起業・創業支援事業（振 1-4-3）

- ・起業希望者に対して、起業に関する支援制度を利用できるように、相談体制等を整備するとともに、新規起業や事業拡大を支援します。

[施策6] リノベーションまちづくりの推進（振 1-4-3）

- ・新規事業者の参入を促進するため、町内の空き店舗等のリノベーションを促進するとともに、新規事業者を育成するためのプログラムを実践します。

[施策7] ドローン等の普及啓発・導入支援（振 1-4 関連）

- ・ドローン等を町民に周知し、導入しやすい環境整備を行うことにより、農業等の作業効率を向上させ、人口減少社会においても地域の活性化を図ります。

②重要業績評価指標（KPI）

- ・新規創業件数（計画期間内）：15件
- ・新規事業者数：3者
- ・五戸町無人航空機操縦資格取得補助金活用件数：10件

4) [1-4] 働く場の確保

①具体的な施策（※振：総合振興計画において関連する施策番号）

[施策8] 企業求人情報の発信（振 1-4-2）

- ・町内企業の求人情報を行政がとりまとめ、町広報誌や町ホームページに求人情報を掲載します。

②重要業績評価指標（KPI）

- ・町広報誌等への求人情報掲載件数（計画期間）：15件

5) [1-5] 地域経済の活性化

①具体的な施策（※振：総合振興計画において関連する施策番号）

[施策9] 地域内経済循環強化事業（振 1-3-2）

- ・プレミアム共通商品券を発行することにより、地域の消費喚起と地域経済の活性化を図ります。
- ・農産物直売等拠点施設「バ・オール」の整備に合わせ、地域ポイント及び地域クーポンを発行活用できるアプリの導入を行い、地域内経済循環を促進します。

[施策10] ふるさと納税促進事業（振 6-1-4）

- ・返礼品および返礼品提供事業者の拡充による販路拡大により、町の特産物のPR、ファン獲得及び消費拡大を図ります。
- ・農産物直売等拠点施設「バ・オール」の整備に合わせ、ふるさと納税自販機及びご当地ナビアプリを導入し、ふるさと納税を促進します。

[施策11] 商店街活性化事業（振 1-3-1、1-3-2）

- ・商工会やプロジェクトVの振興活動に対して支援を行い、商店街を振興させることで、町内での消費活動と地域経済の活性化を図ります。

②重要業績評価指標（KPI）

- ・卸売・小売業総生産額：現状を維持
- ・ふるさと納税件数（年間）：14,200件
- ・ふるさと納税金額（年間）：2億円

6）[1－6]観光による賑わいの創出

①具体的な施策（※振：総合振興計画において関連する施策番号）

[施策12] 観光振興支援事業（振1-2 関連）

- ・観光に資する新たなイベントの開催等に対して支援し、町の観光振興を図ります。

②重要業績評価指標（KPI）

- ・イベント補助金活用件数（年間）：5件

2. 移住・定住促進対策プロジェクト

若い世代の定住促進と新しいひとの流れによる多様な関係を築きます

（1）基本目標の概要・数値目標

定住人口が減少傾向にある現在の状況に歯止めをかけ、若い世代の定住促進を図るため、地域資源に磨きをかけ、町外から人を呼び込むための取り組みを推進するとともに、空き家等の有効活用による住環境整備を促進します。

また、「五戸みらいサロン」の継続的な実施により、地域内外の様々な方が交流を深めることで、町への興味関心を醸成し、関係人口及び交流人口の創出を図ります。

表 数値目標

No.	指標	目標値：令和11年度
1	社会移動人数 (転入人数－転出人数)	計画期間内±0 (2023年：-119人)

（2）具体的な施策・施策ごとの重要業績評価指標



1) [2-1] 移住・定住の促進

①具体的な施策（※振：総合振興計画において関連する施策番号）

[施策13] 移住促進・支援事業（振5-3-3）

- ・移住を希望する者に対して、住居・就職等の支援を実施するほか、移住前及び移住後においてもきめ細かな相談のできる体制をつくります。
- ・移住希望者や町に関心のある人達向けのイベントやコンテンツ等の開発について調査・研究します。

[施策14] 空き家等対策事業の推進（振4-2-2）

- ・空き家バンクに登録されている物件情報を更新するとともに、町で把握している好条件物件の空き家バンク登録を促し、マッチングにつなげます。
- ・「五戸町空き家等対策計画」に基づき、空き家等の有効活用・除却等に対する助成を実施し、遊休地の解消につなげます。

②重要業績評価指標（KPI）

- ・移住世帯数（計画期間）：40世帯
- ・補助制度を活用した空き家等の除却件数（年間）：3件

2) [2-2] 関係人口・交流人口の拡大

①具体的な施策（※振：総合振興計画において関連する施策番号）

[施策 15] 関係人口・交流人口拡大事業（振 5-3-3）

- ・町のPRキャラクターである「五戸のおんこちゃん」を活用し、町の特長的な魅力を町内外へ効果的に発信することで、五戸町の知名度向上及び誘客推進を図ります。
- ・五戸みらいサロンの継続的な実施により、地域内外の様々な方が交流を深めることで、町への興味関心の醸成を図るとともに、関係人口の創出を図ります。

[施策 16] スポーツ施設を核とした交流人口の拡大（振 3-3-3、5-3-3）

- ・五戸町の地域資源であるひばり野公園を拠点として、スポーツ合宿や大会・イベント等を開催し、施設の利用者増を図ります。

②重要業績評価指標（KPI）

- ・五戸まちづくりワールドカフェ参加実人数（年間）：100人
- ・交流センター宿泊者数（年間）：2,400人
- ・ひばり野公園来場者数（年間）：58,000人

3. 少子化対策プロジェクト

結婚・出産・子育てができ、笑顔が絶えない環境を実現します

（1）基本目標の概要・数値目標

子育て家庭が安心して子どもを産み育てることのできる環境づくりは、今後も重要な取り組みとなります。

そこで、結婚・出産・子育てができるよう、出会いの機会を創出するとともに、出産から子育てについて切れ目のない支援体制を構築します。

また、地域と一体となって子育て家庭や子どもの成長を支援する環境づくりを進め、五戸町で子どもを育てたいと思える笑顔が絶えない環境を実現します。

表 数値目標

No.	指標	目標値：令和11年度
1	合計特殊出生率	1.6 (2018～2022年：1.29)
2	年間出生数	100人以上 (2022年：44人)

（2）具体的な施策・施策ごとの重要業績評価指標



1) [3-1] 出会いの場の創出

①具体的な施策（※振：総合振興計画において関連する施策番号）

[施策17] 縁結びサポート事業（振2-4-6）

- ・婚活関連イベントを実施する事業者等を支援し、男女の出会いの場の創出や機運醸成をサポートします。

②重要業績評価指標（KPI）

- ・婚活イベント回数（年間）：4回

2) [3-2] 子育てにかかる経済的支援

①具体的な施策（※振：総合振興計画において関連する施策番号）

[施策18] 新生児祝金交付事業（振2-4-2）

- ・町内に住所を有する方が出産した場合、新生児祝金を交付し、子育て家庭を応援します。

[施策19] 乳幼児等医療費給付事業（振2-4-1）

- ・子育てに係る経済的負担の軽減のため、高校生までの医療費の無料化を継続します。

[施策 20] 子育て世帯応援事業（振 2-4-1）

- ・国の保育料の1/2以下で町保育料を設定します。
- ・年収360万円未満相当世帯の2人目の子どもから保育料を無料化します。
（上記の2つについては、0歳から2歳までが対象となります。3歳以上については、国の制度により無償化されています。）
- ・上記の対象とならない世帯についても、保育料を無料化します。

②重要業績評価指標（KPI）

- ・子育て世代の住民満足度：現状より上昇

3) [3-4] 地域における子育てサポート

①具体的な施策（※振：総合振興計画において関連する施策番号）

[施策 21] 子育てサポートの充実推進（振 2-4-2、3-1-6）

- ・放課後等に家庭での養育を受けられない児童のため、学校と連携した学童保育の環境整備を進めます。
- ・子育て支援と児童福祉の向上を目指し、ファミリーサポートセンター申込み利用や活動依頼の支援を進めます。

②重要業績評価指標（KPI）

- ・放課後児童クラブの待機児童数（年間）：0人

4) [3-5] 出産・小児医療体制の確保

①具体的な施策（※振：総合振興計画において関連する施策番号）

[施策 22] 医療体制の充実（振 2-6-4）

- ・出産・子育て支援のため、医師数の確保を図り、現状を維持しつつ、更なる医療体制の充実に取り組みます。

②重要業績評価指標（KPI）

- ・産婦人科医（1名）、小児科医（1名）以上の確保：現状維持

5) [3-6] 教育環境の充実

①具体的な施策（※振：総合振興計画において関連する施策番号）

[施策 23] 奨学資金制度の拡充（振 3-1-5）

- ・家庭教育費負担を軽減するため、高校生返納免除型奨学金を継続するとともに、給付対象範囲や給付額の拡充や大学生返納免除型奨学金の創設について調査・研究を行います。

②重要業績評価指標（KPI）

- ・高校生奨学金利用者のうち返納免除対象者：1人
（修学終了後5年以内に五戸町に居住した者）

6) [3-7] 地域への愛着の醸成

①具体的な施策（※振：総合振興計画において関連する施策番号）

[施策 24] 文化財の活用（振 3-4-3）

- ・ごのへ郷土館の計画的な整備や企画展の開催を行うことで、子どもなどが五戸町の歴史文化に触れる機会を創出し、文化財の活用を図ります。

②重要業績評価指標（KPI）

- ・ごのへ郷土館利用者数（年間）：18,000人

4. 住み続けたくなるまちづくりプロジェクト

住民主体のまちづくりが進みやすい環境を整備します

（1）基本目標の概要・数値目標

誰もが住み慣れた地域でいつまでも健康で安心安全に暮らし続けられるよう、生活の基礎となる生活環境や社会基盤の維持に取り組みます。

また、自分らしい暮らしの実現や地域との関わりを維持しながら暮らすことができる地域共生社会の実現に向けて、地域で集まりやすく、様々な生活不安の軽減に取り組む、住民主体のまちづくりが進みやすい環境を整備します。

表 数値目標

No.	指標	目標値：令和 11 年度
1	団体等の認定数	計画期間 5 団体 (2024 年：1 件)

（2）具体的な施策・施策ごとの重要業績評価指標



1) [4-1] エリアマネジメントの推進

①具体的な施策（※振：総合振興計画において関連する施策番号）

[施策 25] 集まりやすい公共空間等整備（振 3-2-1）

- ・町中にある公共施設等を中心に住民が集う場所として、公共的空間のエリアマネジメント※を行います。

※エリアマネジメント：特定のエリアを単位に、民間が主体となって、まちづくりや地域経営を積極的に行う取り組み。

②重要業績評価指標（KPI）

- ・整備した公共施設や公共空間の数（計画期間）：5 か所

2) [4-2] 住宅・生活環境の整備

①具体的な施策（※振：総合振興計画において関連する施策番号）

[施策 26] リノベーションまちづくりの推進（振 4-2-4）

- ・「(仮称)五戸町まちづくり基本構想」に基づき、公共施設及び空き家・空き店舗等のリノベーションを実施するとともに、エリア再生に向けたまちづくり組織の構築及び行政職員の意識醸成を促進します。

[施策 27] 快適で衛生的な生活環境実現のための取組み（振 4-4-2）

- ・「五戸町循環型社会形成推進地域計画」に基づき、公共浄化槽整備を進め、衛生的な生活環境を確保します。

[施策 28] 建築物の耐震化率向上のための取組み（振 4-6-2）

- ・「五戸町建築物耐震改修促進計画」に基づき、木造住宅耐震診断・ブロック塀耐震改修等に対する助成を実施し、建築物の耐震化を促進します。

②重要業績評価指標（KPI）

- ・エリア再生に向けたまちづくり組織の構築（計画期間）：1 組織
- ・五戸町全体の汚水処理率（最終年度）：70%
- ・住宅の耐震化（計画期間内）：87.6%

3) [4-3] 安心・安全な地域づくりの推進

①具体的な施策（※振：総合振興計画において関連する施策番号）

[施策 29] 安心安全な生活環境の推進事業（振 4-7-3、4-7-4）

- ・誰もが安心して暮らせるまちづくりに向けて、警察・消防団や行政だけでなく家庭、学校、団体、事業者等、地域が一体となって、交通事故や犯罪の発生抑止に向けた取組みを行い、安全安心なまちづくりをします。

②重要業績評価指標（KPI）

- ・人身事故発生件数（計画期間）：現状より減少

4) [4-4] 「ごのへ健康宣言」の推進

①具体的な施策（※振：総合振興計画において関連する施策番号）

[施策 30] 健診受診率アップ事業（振 2-6-1）

- ・各関係機関と連携しながら、「健康増進プロジェクト検討委員会」を中心として、健康ポイント事業の普及および効果検証、改善を行い、健診受診率の向上を図ります。

[施策 31] 健康づくりの拠点整備（振 4-3-4）

- ・健康づくりのために、子どもから大人まで誰もが年間を通して楽しく気軽に運動やスポーツができる環境づくりに取り組みます。

②重要業績評価指標（KPI）

- ・国保加入者の特定健診受診率（計画期間）：全年齢 60%
65 歳～74 歳 60%
3 年連続受診 31.8%
- ・施設の利用者数（年間）：18,000 人
- ・スポーツを毎週 2 日以上している人の割合：計画期間内 26%

5) [4 - 5] 住民主体の活動や地域づくりの推進

①具体的な施策（※振：総合振興計画において関連する施策番号）

[施策 32] 住民主体のまちづくり推進支援事業（振 5-1-1）

- ・基本理念の実現に向けたまちづくりを行うため、住民がより主体的にまちづくりを推進するための団体の立ち上げ及び活動を支援します。
- ・住民の活動団体の周知とネットワークづくりに取り組みます。

②重要業績評価指標（KPI）

- ・団体等の認定数（計画期間）：5 団体

資料編

資料1 五戸町総合振興計画審議会条例

昭和43年3月30日条例第8号
改正 平成16年6月14日条例第51号

(趣旨)

第1条 この条例は、地方自治法(昭和22年法律第67号)第138条の4第3項の規定に基づき、五戸町総合振興計画審議会(以下「審議会」という。)の設置及び運営に関する事項を定めるものとする。

(審議会の設置)

第2条 町長の諮問に応じ、町の総合振興計画に関し必要な調査及び審議を行わせるため審議会を設置する。

(審議会の組織)

第3条 審議会は、委員20人以内で組織する。

2 委員は、次に掲げる者のうちから町長が任命する。

- (1) 町教育委員会の委員
- (2) 町農業委員会の委員
- (3) 国又は県の地方行政機関の職員
- (4) 町内の公共的団体の役員及び職員
- (5) 学識経験を有する者
- (6) 自治会が推せんする者
- (7) 町の職員

3 委員の任期は当該諮問事項に係る答申をもって終了するものとする。

(会長)

第4条 審議会に会長を置き、委員の互選によってこれを定める。

2 会長は、会務を総理し、会議の議長となる。

3 会長に事故があるとき又は会長が欠けたときは、会長があらかじめ指定した委員が会長の職務を代理する。

(会議)

第5条 審議会の会議は、会長が招集する。

2 審議会の会議は、委員の半数以上が出席しなければ開くことができない。

3 審議会の議事は、出席委員の過半数で決し、可否同数のときは、議長の決するところによる。

(庶務)

第6条 審議会の庶務は、企画主管課において処理する。

(委任)

第7条 この条例に定めるもののほか、審議会に関し必要な事項は、規則で定める。

附 則

この条例は、公布の日から施行する。

附 則(平成16年6月14日条例第51号)

この条例は、平成16年7月1日から施行する。

資料2 五戸町総合振興計画審議会 委員名簿

	所属団体等名	役職	代表者
1	五戸町教育委員会	教育委員	○ 柿本 孝志
2	五戸町農業委員会	会長	岩井 壽美雄
3	三八地域県民局（地域連携部）	部長	松尾 英輔
4	五戸町商工会	会長	高橋 敏
5	五戸町観光協会	会長	境 寛
6	五戸町社会福祉協議会	主任主査	小野寺 玲子
7	五戸町連合父母と教師の会	会長	土嶺 康憲
8	五戸町民生委員児童委員協議会	会長	川村 國芳
9	五戸町消防団	団長	久保 正明
10	五戸町自治会長連絡協議会	会長	柏崎 正雄
11	八戸学院大学（地域経営学部）	教授	◎ 木村 浩哉
12	株式会社バリューシフト	代表取締役	外和 信哉
13	株式会社 and more	代表取締役	久慈 美穂
14	コムラ醸造株式会社	代表取締役	小村 彰夫
15	五戸町金融団代表(株)青森銀行	支店長	外崎 潤

◎審議会会長 ○会長職務代理者

所属団体名、役職については、令和6年10月31日現在

資料3 第3次五戸町総合振興計画策定に向けた取り組みについて

1. 町民アンケート調査の実施

調査目的	町民の意見や要望、まちづくりに対する意向について、率直な意見をうかがい、五戸町の将来像やまちづくりの方向性などを検討する際の基礎資料として活用。
実施時期	令和5年11月
調査方法	①町民まちづくりアンケート 郵送・Webによる配布回収、2,000世帯配布、533票回収（26.7%） ②役場職員アンケート Webによる配布回収、165人対象、50票回収（30.3%） ③子どもまちづくりアンケート 学校に直接配布、206人（小5年95人、中2生111人）、193人回収（93.7%）
調査内容	①と②は概ね同じ内容を調査 ・幸せ実感度 ・将来への不安 ・居住意向 ・現行計画施策の満足度 ・重要度 ・人口減少抑制への取り組み ・町の良さ・資源 ・若者の雇用対策 ・移住・定住 ③は子どもまちづくりアンケート ・町の良さ・自慢 ・イベントや祭り ・あったらいいなと思うもの ・居住意向 ・通学での危険 ・町への愛着 ・町のキャッチフレーズ

2. 第2次五戸町総合振興計画の取り組み状況調査

調査目的	現行計画に位置付けられている施策について、取組状況や次期計画への位置づけに対する考え方等について、庁内各課へ調査。
調査方法	ヒアリングシートを作成し配布
実施時期	令和5年11月～令和6年1月
調査内容	・着手の状況 ・取組時の課題 ・未着手の理由 ・次期計画での取り扱いとその理由

3. 若手職員ワークショップ

検討目的	総合振興計画および総合戦略の策定に向け、未来の五戸町を見据えた計画に位置付けるべき施策や事業について検討。 所属や過去の施策、予算等に縛られない自由なアイデア、横断的な施策への取り組みを期待し若手職員により検討。
実施時期	令和6年2月～令和6年10月
検討内容	第1回『五戸町の現状・問題点と現行計画の評価の検討』 ・統計資料や日頃の業務の中で把握している五戸町の問題点、現行計画の職員と住民の評価の乖離状況からその要因と課題を検討。 第2回『町の課題と解決に向けた施策の検討』 ・「今後のまちづくりに向けた課題」に対して解決に向けて必要な施策を検討。 第3回『優先的に取り組むべき施策と実現方策』 ・10年後の町をイメージしながら、複数の施策を組み合わせ、重点的に取り組むプロジェクトを検討。 第4回『重点プロジェクト検討結果報告会』 ・第3回までの検討結果を取りまとめ、町長へプロジェクト提案。

4. パブリックコメントの実施

目的	第3次五戸町総合振興計画（素案）について、広く住民、団体等の意見を反映させることを目的とする。
実施方法	第3次五戸町総合振興計画（素案）を町ホームページ上に掲載、あわせて印刷物を役場および役場支所に設置し意見募集を実施した。
実施期間	令和7年3月5日（水）～令和7年3月18日（火）

資料4 五戸町総合振興計画審議会の開催状況

開催日	主な協議内容
令和6年 10月31日	審議会委員委嘱 第1回審議会 ・会長の選任 ・諮問書交付 ・計画策定に向けた取り組み ・今後のまちづくりの課題について
令和6年 11月29日	第2回審議会 ・基本構想の検討 ・将来目標人口の設定について
令和7年 1月23日	第3回審議会 ・基本構想の検討 ・基本計画、重点プロジェクトの構成について
令和7年 3月4日	第4回審議会 ・第3次総合振興計画案について (第3回審議会の意見等を踏まえた計画案の提示)
令和7年 3月28日	審議会会長から町長に対して答申書交付

資料5 諮問

五 政 第 248 号
令和6年10月31日

五戸町総合振興計画審議会
会長 木 村 浩 哉 様

五戸町長 若 宮 佳 一

第3次五戸町総合振興計画の策定について（諮問）

第2次五戸町総合振興計画が令和6年度をもって終了することから、五戸町が目指すべき将来の姿やまちづくりの基本方針を明らかにするとともに、新たなまちづくりを推進していくための指針となる第3次五戸町総合振興計画の策定について諮問します。

資料6 答申

令和7年3月28日

五戸町長 若宮 佳 一 様

五戸町総合振興計画審議会
会長 木村 浩 哉

第3次五戸町総合振興計画（素案）について（答申）

令和6年10月31日付五政第248号で諮問のあった表記の件について、審議会の意見は下記のとおりです。

記

第3次五戸町総合振興計画（素案）は妥当なものと答申します。

五戸町町民憲章

1. 私たちは、郷土を愛し
清潔で美しい町をつくります。
2. 私たちは、心と体をきたえ
健康で明るい町をつくります。
3. 私たちは、善意をひろめ
人情あつく温かい町をつくります。
4. 私たちは、生きがいを持ち
豊かで活力のある町をつくります。
5. 私たちは、伝統を重んじ
教育と文化のかおる町をつくります。

昭和 59 年 8 月 30 日制定



町の木「オンコ（イチイ）」

チイ科の常緑針葉樹。材は優秀で、建材・家具・彫刻材などに用いられ、当地方では古くから生垣や床柱として利用されています。呼び方の“オンコ”はアイヌ語からでたものと言われています。

(昭和 50 年 7 月 1 日制定)



町の木「赤松」

赤松は、この地方の風土に適した常緑針葉樹で、古くから建築用の木材として利用されている他、観賞用の庭木や盆栽等に広く愛用されています。

(平成 16 年 7 月 1 日制定)



町の花「キク」

キクは、東洋の最も古い観賞植物で、当地方には隆盛期の江戸時代に伝わってきたと思われます。観賞用として受け継がれている五戸菊と称するものが数種あります。

(昭和 50 年 7 月 1 日制定)



町の鳥「白鳥」

白鳥は、数年前から飛来してきており、非常にめでたいものとされています。羽数はまだ少ないものの、もっと飛来してくるような自然豊かな町にしていきたいという願いを込めています。

(平成 16 年 7 月 1 日制定)